

第8回 まちづくり常任委員会

11月27日

編集後記

12月末から寒い日が続き、積雪も多く水道管の破損や除雪作業等で、大変ご苦労の多い冬の日々が続いていることと思います。

新型コロナウイルス感染症による被害は1年経過した今でも終息が見通せない状況です。昨年末からは変異種も出現し、更なる感染拡大も懸念されます。医療従事者へのワクチン接種も始まっています。

東京オリンピックの開催についてもいろいろな意見がありますが、多くの国民は新型コロナウイルス感染症が終息して、そのような心配のないオリンピック開催を願っているはずです。

新型コロナウイルス感染症の収束がみえないなか、マスク、手洗い、消毒など、私たちが普段でさる対策をしっかりと心がけ、皆さんで早期終息に向けてがんばりましょう。

編集委員長 吉原 哲男
編集委員 齊賀 弘孝
無量舎 隆
西澤 裕之

症対策のうち、特に院内感染を防ぐことや、救急患者受入動線の簡素化を目的とした診療所救急専用玄関の改修工事実施設計委託料2百71万7千円新規計上。

⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種の受託収入1百82万2千円の増。

⑥ 1百82万2千円になる根拠は。

⑦ 医療従事者と65歳以上の高齢者への優先接種1回分を想定している。1回2千70円、8百回分。

⑧ 副反応への対応は。

⑨ 接種後30分は接種会場で待機してもらう。帰宅後に具合が悪くなった場合は、診療所に電話などで相談してほしい。

⑩ 希望者だけの接種になるのか。接種していない方の町主催行事の参加対応は。

⑪ あくまでも強制ではなく希望者に接種してもらう。接種していないからといって、行事から除外することは当然やってはいけないことだ。

▽町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定

首長や職員、行政委員等が、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結等があったとき、監査を経た上で違法な支出を行った首長等に対し、自治体が損害賠償請求を行うことができる。ただし、善意で重大な過失がない場合に限り、首長等に対する損害賠償の一定額を超える部分を免除することができる。

▽幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定

新型コロナウイルス感染症から国民の生命や健康を保護する作業に従事する職員の勤務環境を鑑み、特別的に特殊勤務手当を支給。

▽幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定

候補者間の選挙運動の機

会均等を図るため、ハガキ、自動車、ビラ、ポスターの選挙費用を公費負担する。

▽旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査の実施

閉鎖から20年弱経過しており、環境への影響調査の観点から検査を定期的に実施する。豊富町と人口割で費用を負担するが、幌延町の負担は33万円。

▽町有霊柩車について

先日の町政懇談会で町民に現状を説明した。廃止の反対意見はなく、令和2年度で廃止する方向で進めていきたい。

送迎バスについては、引き続き運行する考え。

▽幌延深地層研究計画について

令和2年度中3回の確認会議を開催した。調査研究成果報告、調査研究計画の内容を原子力機構から説明を受けたのち、道民から募

集した質問について確認を進めた。また、三者協定に則り、研究が進められていることを確認した。

研究後の埋戻しは、国内外の技術傾向を踏まえ、地層処分の技術基盤整備ができれば、埋戻しの考え方を示してもらう。

安全確保は、坑内火災、地震など予期せぬ事態に備え、訓練の拡充、情報、データ開示を速やかに行うこと。

5百メートルの研究は、有効な可能性がある認識のもと年度中に実施するか判断する。

▽幌延町農業振興地域整備計画策定事業

昨年度から2年を通し、農業振興地域整備計画の全体見直しを行っている。

計画書の策定にあたり、総合計画に即するよう、農業経営基盤強化促進基本構想、酪農肉用牛近代化計画、人・農地プラン、バイオマス産業都市構想等を盛り込んでいる。